

## 令和3年5月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和3年5月25日（火）
2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室
3. 出席委員 農業委員12名（コロナ禍により農業委員のみの招集）

会長	1番	松村 勘兵衛			
会長職務代理	2番	中村 栄治			
農業委員	3番	牧野 元恵	8番	田中 政男	
	4番	酒井 清泰	9番	山内 百合子	
	5番	笠松 邦造	10番	山口 拓雄	
	6番	北山 謙治	11番	前田 壽夫	
	7番	須見 則雄	12番	平泉 節子	

#### 4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第7号	農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の設定）	可決
議案第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第11号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案12号	現況証明願いについて	可決
議案13号	空き家に付属した農地の別段面積の設定解除について	可決

#### （報告事項）

- （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- （2）農地法第18条第6項の規定による通知について
- （3）農地の転用事実に関する照会の回答について

5. 農業委員会事務局事務局長 山本 典男 係長 多田 喜代彦  
係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

## 6. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年5月定例農業委員会を開催いたします。 本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、農業委員のみの出席となっております。
松村会長	それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。 あいさつ 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。 委員各位には迅速、厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。 終了予定は、遅くとも午後2時30分を予定しています。
事務局長	ありがとうございました。それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
議長（松村会長）	これより本日の会議に入ります。 事務局から5月分の経過報告を申し上げます。
事務局 議長（松村会長）	（報告） 報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を 5番 笠松 邦造 委員、6番 北山 謙治 委員の両名にお願いします。 議事に入る前に、先月のご質問について回答いたします。事務局よりお願いします。
事務局長 議長（松村会長）	（回答） 事務局からは以上ですが、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議事に入ります。 日程第1 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局 議長（松村会長）	（説明） このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。①について須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	①についてでございますが、写真を見ていただくと、変形した区画でございます。長年耕作してきたような土地ではないと思います。また、少し下に家がありますが、あまり問題はないかと思います。奥の方には電波塔がございますが、これも配置図からみると問題ないと思います。以上です。
議長（松村会長） 田中委員	②について田中委員からお願いいたします。 19日に現地確認をいたしました。申請者の住所は申請地とは異なる

議長（松村会長）

りますが、実家がございまして、隣接する畑の一部に自身の事業の倉庫を建てられるということです。問題ないかと思います。報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

委員

①は過去にでていた案件だと思うのですが、いかがでしょう。

事務局

過去に申請がありましたが、取り下げを行っております。

議長（松村会長）

令和2年度に申請がありましたが、申請者の都合により、転用の許可が出る前に取り下げを行っております。この度、再度申請者の状況が変わり、改めて申請があったものがございます。

委員

②についてですが、県は建築確認を行いますか。

事務局

福井県中山間・畜産課は建築確認として現場に確認には行きません。建設関係課については申し訳ございませんが、分かりかねます。

委員

②の登記簿地目について、宅地への変更は行わず、そのままになるということですか。

事務局

土地は分筆されておらず、今回は一部転用となりますので、登記簿地目は変わりません。

委員

宅地でなくても、建築許可が下りるのですか。

事務局

4条の申請許可が下りれば、この一部については建築許可が下りるものと思われま。

委員

将来的に、現況証明ですべてを宅地に変更するという事はないでしょうか。

事務局

もし、残りの農地に建築物を建てるということであれば、別途、転用の許可が必要になります。また、大部分を農地が占めているので、このままの状態であれば、現況証明で非農地にはできないと思いま。

議長（松村会長）

その他ございますか。

ないようですので、これより議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について採決いたします。

議案第7号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員

異議無し

議長（松村会長）

それでは、議案第7号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

日程第2 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局

（説明）

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

前田委員	①②について前田委員より報告をお願いいたします。 現地確認の報告をいたします。農業委員3名と事務局とで確認を行いました。①について、譲渡人と譲受人は血縁関係であり、問題はないかと思えます。②については、昨年秋頃に農振除外の申請があったもので、今回は使用貸借するための5条申請となっております。除雪ターミナルのような機能をもたせるものになります。国道に面した場所で、除雪対応の環境も良くなるということで、問題ないかと思えます。
議長（松村会長） 須見委員	③について須見委員より報告をお願いいたします。 説明いたします。地図ではなかなか見づらいかと思えますが、位置図と比較すると分かり易いかと思えます。衛星写真であると更に分かり易かったと思えます。隣は松田ファームが耕作している田んぼですが、問題はないと考えます。また、下の方には田んぼがありませんので、問題ありません。
議長（松村会長）	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
中村職務代理	私は関係者でありますので退席いたします。 (職務代理退席)
議長（松村会長）	これより議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について採決いたします。 議案第8号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長（松村会長）	それでは、議案第8号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
委員	承認後ですみませんが、質問です。①についてですが、道路に接していないように思いますが、どのように出入りするのですか。
事務局	34、37ページの資料をご覧ください。道路から、蔵の前を通過して建設する家に繋がります。
委員	公図ではわかりにくいです。他の人の土地に入ることになるのではないですか。
事務局	道路から申請に繋がる土地についても借人の親族になるため、了承は得ております。
委員	分かりました。 (職務代理着席)
議長（松村会長）	日程第3 議案第9号 農業経営版強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の設定）を議題とします。 事務局より説明願います。

事務局  
議長（松村会長）

（説明）

それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので、これより 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の設定）を採決いたします。議案第9号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員  
議長（松村会長）

異議なし

それでは、議案第9号については、承認することに決しました。  
日程第4 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）および、日程第5 議案第11号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について を議題とします。  
これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。

事務局  
議長（松村会長）

（説明）

それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。  
ないようですので、これより議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）について採決いたします。  
議案第10号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員  
議長（松村会長）

異議なし

それでは、議案第10号については、承認することに決しました。  
続きまして、議案第11号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について採決いたします。議案第11号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。

委員  
議長（松村会長）

異議なし

それでは、議案第11号については、承認することに決しました。  
日程第6 議案第12号 現況証明願いについてを議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局  
議長（松村会長）

（説明）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

田中委員

①は田中委員より報告をお願いいたします。

19日に現地確認を行いまして、以前は作業場が建っていましたが、今は写真のとおり砂利が敷かれています。ご覧のとおり非農地であるということで良いと思います。

議長（松村会長）  
須見委員

②③は須見委員より報告をお願いいたします。

②についてですが、写真を見ていただくと、申請地の前にはお寺が建っていますが、こちらが申請者の母の住宅となります。申請地

議長（松村会長）

は以前は庭があったようですが、庭石はすべて家の後ろに運んでありまして、更地という形になっております。③についてですが、写真のとおり、コンクリート敷きになっておりまして、非農地であることに間違いありません。以上です。

報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより、議案第12号 現況証明願いについて採決いたします。

議案第12号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員

異議なし

議長（松村会長）

それでは、議案第12号については、原案どおり承認することに決しました。

日程第7号 議案第13号 空き家に付属した農地の別段面積の設定解除について を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局

（説明）

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

①は須見委員より報告を願います。

須見委員

写真のとおり遊休農地ではありません。有効に畑として管理されていることを確認いたしました。以上でございます。

議長（松村会長）

②は前田委員より報告を願います。

前田委員

②の案件ですが、写真のようにいろいろ野菜等作付けされていて、問題ないかと思えます。

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。

それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

委員

解除されたこの土地は誰が作付け等を行っているのですか。

中村職務代理

勝山市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準では、取得農地は5年以上の耕作が必要となっておりますので、ここを買われた方が作付けを行っています。空き家に付属した農地を購入するために、以前の定例会にて下限面積を0.01aと設定していましたが、今回はその0.01aを通常の30aに戻すために解除するものであります。

議長（松村会長）

下限面積の0.01aとは、申請者についているのではなく、土地についているものでありますので、5年後、他の人がその土地を購入しようとしたときに、（下限面積が0.01aのままであると）農地を持っていない人でもこの土地を購入できる状態になってしまいます。ですので、今回、0.01aという下限面積を解除し、通常に戻すということです。

中村職務代理

今回の2件以外に下限面積が0.01aになっている土地はあります

事務局 委員	か。 この2件以外に審議いただき承認されました土地はありません。 勝山市空き家に付属した農地の別段面積基準5条にありますような 添付書類は整えられているのでしょうか。
事務局	令和2年9月に別段面積を0.01aに設定し、3条申請する際に勝 山市空き家に付属した農地の別段面積基準5条(1)～(3)の書 類は提出されております。今回は勝山市空き家に付属した農地の別 段面積基準5条(4)遊休農地を解消した届出が提出されました。 また登記が終了していることは事務局で確認をいたしました。
議長(松村会長)	その他ありますか。 ないようですので、これより、議案第13号 空き家に付属した別 段面積の設定解除について採決いたします。議案第13号は、原案 どおり承認することに、意義はございませんか。
委員 議長(松村会長)	異議なし それでは、議案第13号については原案どおり承認することに決し ました。 次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報 告願います。
事務局 議長(松村会長)	(報告) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知に ついて、事務局から報告願います。
事務局 議長(松村会長)	(報告) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地の転用事実に関する照会の回答につい て、事務局から報告願います。
事務局 議長(松村会長)	(報告) このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですのでその他に入ります。 1) 農地利用最適化推進委員会の報告について事務局より説明で願 います。
事務局 議長(松村会長)	(説明) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 集約ということですが、中間管理機構を通して集めた田んぼと中間 管理機構が間に入らず預けている農地や個人的に作っている農地と 交換することはできるのか。
事務局	交換はできないと思います。中間管理機構が集めた農地は中間管理 機構が振り分けをするということになっているので耕作者を替える

委員	というのは中間管理機構の中で話し合いをすることになると思います。
事務局	しかし、現在、集約のため預け替えをする例はありません。
	そういう相談はどこへ行けばいいのですか
	勝山市農業公社や中間管理機構に相談していただければと思います。
	現在、そのような窓口自体はありませんが、今後、公社と推進委員、農業委員が中心となって集約化できるように話し合いの場を設けるなどの活動ができればと思っています。
議長（松村会長）	耕作者がいない農地や今後耕作できなくなる農地について、耕作者を探すという役目もありますが、集約化していくことも大事になってくると思います。
委員	中間管理機構を脱退しなければ、個人的に農地は買えないのですか。
中村職務代理	その土地が中間管理機構に預けている土地であれば、その土地について、解約しなければ買えません。
議長（松村会長）	合意解約することはできますが、契約期間内にもかかわらず、貸し手側の意思だけでは解約することはできません。
	そのほかありませんか。ないようですので（２）全国農業委員会会長大会について事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。
	では最後に、６月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	次回は、６月２５日（金）午後１時３０分から、開催予定としております。
議長（松村会長）	５月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
中村職務代理	閉会のことば